

## 第1回「平成29年7月九州北部豪雨大分県被災者義援金配分委員会」審議結果

平成29年7月九州北部豪雨により発生した被害に対して寄せられた義援金について、被災された方々への配分額等を決定するため、平成29年8月2日に第1回「平成29年7月九州北部豪雨大分県被災者義援金配分委員会」を開催し、審議を行った結果、下記のとおり配分額等が決定されたので、お知らせします。

### 1 義援金受付額

大分県	50,876,198 円
日本赤十字社大分県支部	5,749,101 円
大分県共同募金会	14,341,635 円
合計	70,966,934 円

(平成29年7月31日現在)

### 2 配分基準

#### (1) 人的被害(1人当たり)

死者	200,000 円
重傷者	100,000 円

#### (2) 住家被害(1世帯当たり)

全壊	200,000 円
半壊	100,000 円
一部損壊	50,000 円
床上浸水	50,000 円

### 3 第1次配分額

#### (1) 被害状況別

対象者(被害状況)	件数	配分単価	第1次配分額	
人的被害	死者	3	200,000 円	600,000 円
	重傷者	1	100,000 円	100,000 円
住家被害	全壊	49	200,000 円	9,800,000 円
	半壊	263	100,000 円	26,300,000 円
	一部損壊	3	50,000 円	150,000 円
	床上浸水	129	50,000 円	6,450,000 円
合計	—	—	43,400,000 円	

#### (2) 市町村別

市町村名	義援金配分額
日田市	42,100,000 円
中津市	1,050,000 円
豊後大野市	200,000 円
宇佐市	50,000 円
合計	43,400,000 円

### 4 配分方法

- ・県は、配分委員会の決定を受け対象市に算出根拠を示して、義援金を配分する。
- ・対象市は県の算出根拠を基に被災者に配分する。